

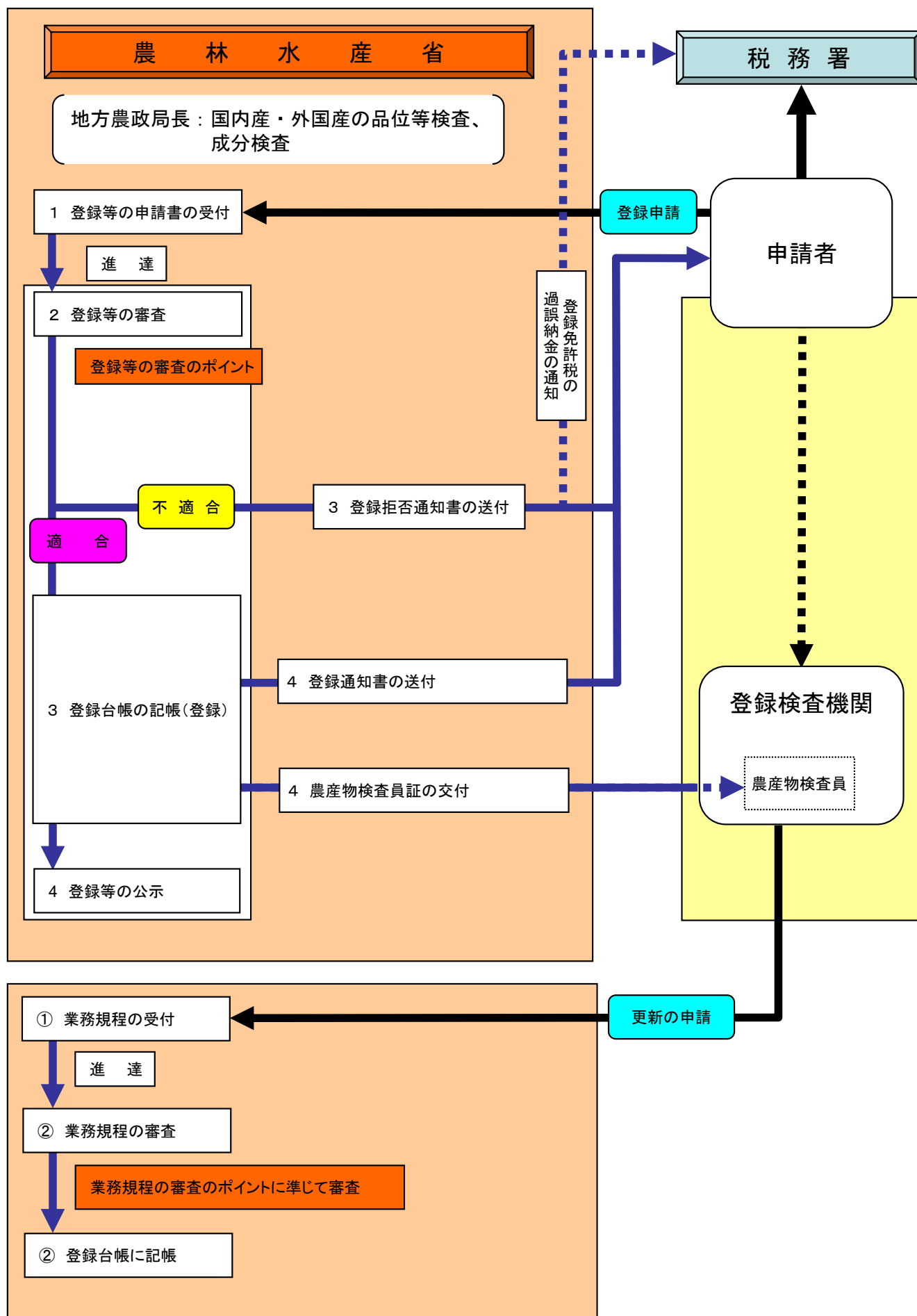
別紙 9

基本要領Ⅱの第1 広域登録検査機関の登録等

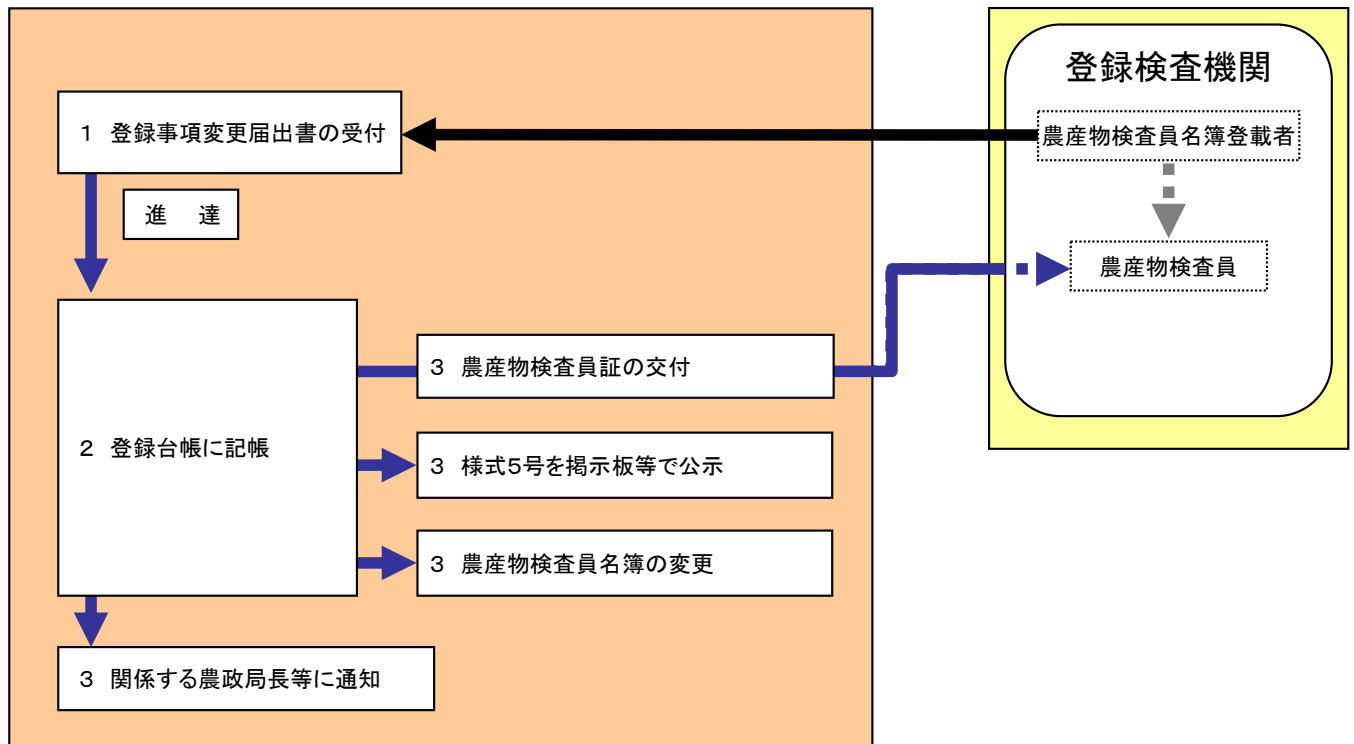
広域登録検査機関の登録等審査手続 マニュアル

広域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続	9-1
広域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続	9-2
第1 広域登録検査機関の登録等	9-3
第2 業務規程の確認等	9-7
第3 農産物検査員証の交付等	9-9
第4 広域登録検査機関の登録事項の証明等	9-9
第5 広域登録検査機関の登録事項等の報告	9-10
第6 広域登録検査機関に係る登録免許税額の納税額の通知	9-10
第7 成分検査に関する業務の受委託	9-10
第8 広域登録検査機関の登録状況報告	9-10
第9 登録検査機関への措置	9-11
○ 様式第1号 登録検査機関の登録通知書	9-12
○ 様式第2号 登録検査機関の登録拒否通知書	9-13
○ 様式第3-1号～第3-2号 登録免許税の過誤納金について	9-14
○ 様式第4-1号～第4-6号 公示	9-16
○ 様式第5号（公示用紙）	9-22
○ 様式第6号 登録検査機関登録状況証明書	9-23
○ 様式第7-1号～第7-3号 登録検査機関の登録事項等の 報告について	9-24
○ 様式第8号 登録免許税法第32条に基づく令和○年度に おける登録免許税の納付額の通知	9-27
○ 様式第9-1号～第9-3号 登録検査機関登録状況	9-28
○ 様式第10号 登録検査機関一覧表（国内産農産物）	9-31

広域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続



広域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



広域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 広域登録検査機関の登録等

1 登録等の審査

地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、登録をする際には、申請書について以下により審査を行い、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条第2項の登録要件に適合しているかどうか等についての確認を行う。

(1) 登記事項証明書

登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）が法人格をもつ組織として登記されていることを確認する。

(2) 農産物検査員

ア 農産物検査員の氏名等

申請書に記載された農産物検査員の氏名及び住所と農産物検査員名簿（別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」により作成されたものをいう。以下同じ。）とを照合することにより、当該農産物検査員が農産物検査員名簿に登載された者であることを確認するとともに、当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類、区域と申請者が農産物検査を行おうとする農産物の種類、農産物検査の登録の区分及び農産物検査を行おうとする区域とが適合していることを確認する。

なお、当該農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（職員の場合にあつては身分証の写し等、出向者及び嘱託職員の場合にあつては辞令、契約書の写し等）の提出を求め、申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることを確認する。

イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、

(ア) 品位等検査にあつては農産物の種類ごとの1年間の検査見込数量（トンで表した量をいう。）

(イ) 成分検査にあつては、1年間の検査見込件数を、それぞれ農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第15条第2項第1号及び第2号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、この場合には、農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。また、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合であつて農産物の種類ごとの1年間の検査見込数量を規則第15条第2項第2号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が2を下回るときにあつては2とすることとされている（同号）。

(3) 定款

別紙 8 広域登録検査
機関の登録等申請手続
マニュアル

農産物検査法
第 17 条

農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものでないことを確認する。

また、規則第13条第1項に掲げる書類のほか、申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類（以下「組織規程等」という。）、法第30条第2項の規定に基づく登録検査機関からの報告等において、検査部門の担当役職員が、法若しくは法に基づく命令又はこれらの規定に基づく処分に違反するいかなる指揮命令にも拘束されず、独立して職務を遂行し得る権限を有することが明示されていること、農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関については、当該行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員（以下「指導等関係農産物検査員」という。）を基本要領のⅡの第4の2に規定する業務改善研修に参加させていること又は直近の業務改善研修に参加させることを確約していることなど改善に向けた状況を確認すること等により、検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていることを確認する。

なお、組織規程等を申請書に添付させ、法第17条第2項第4号の要件に適合していることを確認する。

（4）役員の氏名及び住所

法第17条第3項第1号及び第3号の規定に該当しないことを確認する。

（5）貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書により、農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有することを確認する。

なお、これらによっても申請者の財務基盤の健全度の判断が困難な場合には、金融機関が発行する申請者に係る資金調達能力を示す書類（融資証明書）又はこれに準ずる書類の提出を求め、これにより確認する。

（6）事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）

農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること（手数料収入が見込まれていること等）を確認する。

（7）検査場所に関する書類

農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下「検査場所」という。）について、以下のアからエまでのいずれかの要件に適合しているか確認する。

ア 飼料用もみ又は飼料用玄米を除く国内産農産物に係る品位等検査を行う場所

（ア）所有者又は管理者が当該場所において、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者自由に利用できる場所であること。

（イ）明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。

（ウ）雨天等の場合であっても品位等検査の実施が可能であること。

（エ）主たる検査時期において、品位等検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、品位等検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。

(オ) 環境が、品位等検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理されていると認められるものであること。

イ 国内産の飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。

ウ 外国産農産物に係る品位等検査を行う場所

(ア) 原則として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条に規定する指定輸入場所であり、臨海地域内（沿岸又は沿岸倉庫）において、試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。

(イ) 円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備えていること

エ 成分検査を行う場所

(ア) 成分検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。

(イ) 試薬等の適切な保管・管理を行うことができること。

(ウ) 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

(8) 機械器具その他設備

規則第16条に掲げる機械器具その他の設備を、所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していることを書類、写真により確認する。

なお、当該確認により不明な点がある場合は、その所在場所に出向き、これらが確実に整備されていることを確認することができる。

ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、規則別表第1に掲げる機械器具その他設備のうち恒温器については、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら生産等基準に適合することを証する書類により行う場合には、整備されていることを要しない。

なお、確認を行った際に設置されていないものであっても、売買契約書、賃貸借契約書等により、農産物検査を開始する日までに機械器具その他の設備が設置されることが確実にであると認める場合には、当該設備が整備されているものとみなすことができる。

2 登録等の実施

(1) 広域登録検査機関の登録

ア 地方農政局長は、1による確認の結果、申請者による登録等の申請が法第17条第2項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第17条第4項各号に掲げる事項及び規則第17条に定める事項を記帳して登録する。

登録台帳に記載する証明書番号は、「□△△◇◇◇◇○○○」の10桁とし、その構成は以下のとおりとする。

- (ア) □は、国内産農産物にあつては「K」、外国産農産物にあつては「G」、成分検査にあつては「S」とする。
- (イ) △△は、総務省で設定している都道府県コードとし、農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の主たる事務所の所在地である都道府県とする。
- (ウ) ◇◇◇◇は、農産物検査員名簿に登録する年度（西暦）とする。
- (エ) ○○○は、年度ごとに1から始まる整理番号とする。

イ 地方農政局長は、登録をしたときは様式第1号による広域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは様式第2号による広域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

様式第1号
様式第2号

(2) 広域登録検査機関の登録の更新

ア 広域登録検査機関の登録の更新に係る審査は、1を準用して行う。この際、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けている登録検査機関において改善に向けた状況が確認できないなど、更新に当たって疑義が生じる場合には、地方農政局長は、農林水産省農産局穀物課と連携し、対応を検討する。

なお、過去に提出された申請書類に変更がない旨の書面が提出された場合は、提出された書類のうち最新のものにより審査することができる。

イ 地方農政局長は、広域登録検査機関の登録の更新の審査の結果、登録の更新を行った場合は様式第1号にならって広域登録検査機関の登録通知書を、登録の更新を拒否した場合は様式第2号にならって広域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

様式第1号
様式第2号

(3) 広域登録検査機関の変更登録

ア 広域登録検査機関の変更登録は、変更する内容に関連する項目について1を準用して行う。

イ 地方農政局長は、広域登録検査機関の変更登録の審査の結果、変更登録を行った場合は様式第1号にならって広域登録検査機関の登録通知書を、登録の更新を拒否した場合は様式第2号にならって広域登録検査機関の登録拒否通知書による広域登録検査機関の変更登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

様式第1号
様式第2号

(4) 再交付等

地方農政局長は、広域登録検査機関の名称等が変更された場合、又は広域登録検査機関が登録通知書を紛失した場合にあつては、登録通知書を再交付することができる。

3 広域登録検査機関に係る登録免許税の過誤納金の還付等

(1) 地方農政局長は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」という。）第31条第1項の規定に基づき、広域登録検査機関の申請について、アからウまでのいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、様式第3-1号をもってアからウまでに掲げる登録免許税の額及び様式に定める事項を記して、広域登録検査機関の主たる事務所の住所地（所在地）の所轄税務署長に通知する。

様式第3-1号

ア 登録免許税を納付して登録申請をした者について登録を行わなかったとき
当該納付された登録免許税の額

- イ 登録免許税を納付して登録申請をした者について当該申請の取下げがあったとき 当該納付された登録免許税の額
- ウ 過大に登録免許税を納付して登録を受けたとき 当該過大に納付された登録免許税の額

(2) 申請者は、税法第31条第2項の規定に基づき、当該登録の申請に係る登録免許税の過誤納があるときは、登録を受けた日から1年を経過する日までに、様式第3-2号をもってその旨を地方農政局長に申し出て、過誤納の通知をすべき旨の請求をすることができる。

様式第3-2号

4 登録等の公示

(1) 法第17条第6項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、登録、登録の更新及び変更登録の事務を行った地方農政局長が、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第17条第6項の規定による登録の公示 様式第4-1号及び様式第5号

様式第4-1号、様式第5号

イ 法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定による登録の更新の公示 様式第4-2号及び様式第5号

様式第4-2号、様式第5号

ウ 法第19条第3項において準用する法第17条第6項の規定による変更登録の公示 様式第4-3号及び様式第5号

様式第4-3号、様式第5号

(2) 法第17条第9項の規定による公示は、登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出を受けた地方農政局長が、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う

ア 法第17条第9項の規定による登録事項の変更の公示 様式第4-4号及び様式第5号

様式第4-4号、様式第5号

イ 法第17条第9項の規定による業務の休止又は廃止の公示 様式第4-5号

様式第4-5号

(3) 法第18条第4項の規定による広域登録検査機関の登録の失効の公示は、当該広域登録検査機関の登録等を行った地方農政局長が掲示板等に、様式第4-6号に掲載することにより行う。

様式第4-6号

(4) (1) から (3) までの公示を行った地方農政局長は、公示に係る広域登録検査機関が検査を行い、休止し、又は廃止しようとする区域に、自らが管轄する区域以外の区域がある場合には、当該区域を管轄する地方農政局長に (1) から (3) までの公示の写しを送付し、当該送付を受けた地方農政局長は、これを当該地方農政局の掲示板等に掲載する。

(5) 地方農政局長は、(4) により掲示板等に掲載するほか、農産物検査の円滑な運営が確保されるよう、一般の閲覧に供するため、様式第10号により地方農政局のホームページに掲載する。

様式第10号

第2 業務規程の確認等

基本要領Ⅱの第1の4の(1)のアにより業務規程の届出を受けた地方農政局長は次に掲げる事項について確認を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずる。

1 業務規程の確認

業務規程の届出があった場合、以下の事項について確認を行う。

なお、確認に当たり、添付書類等で確認を行うとともに、必要に応じて現地での確認を行うこととする。

- (1) 業務規程と登録申請書の内容に齟齬がないこと。
 - (2) 法第20条の規定による農産物検査の義務を確実に履行するための措置が講じられていること。
 - (3) 農産物検査の業務の実施方法が、農産物検査の業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであること。
 - (4) 検査手数料が、農産物検査に係る必要な経費を適切に反映したものであり、かつ特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。
- なお、審査に当たっては、必要に応じて事業計画書、見積損益計算書（収支予算）等の書類の提出を求める。
- (5) 検査手数料の収納の方法が、明朗かつ確実なものであること。
 - (6) 農産物検査を行う時間及び休日の設定が、円滑な農産物検査の業務の実施に支障を及ぼすものでないこと。
 - (7) 農産物検査を行う区域及び適切な農産物検査を行う検査場所が明記されているか。
 - (8) 受検可能な包装やばら検査の実施、選択銘柄の選択状況等が明記されている
 - (9) 請求者に対し、検査を行う前に受検品に関する生産情報等の提出等を求めることとしているか。
 - (10) 農産物検査員の配置が、農産物検査の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすものでないこと。
 - (11) 機械器具その他の設備の保守点検が、定期的に行われるものであること。
 - (12) 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（農産物検査の対象が、飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境が、次に掲げる場合に応じて適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものであること。

また、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した場合は、環境点検実施状況確認簿を作成し、確認日及び確認者を記録及び保存しておくものであること。

ア 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的 to 実施することで、検査場所の環境が適切に維持管理されていることを確認する。

<環境点検の主な項目>

- ・ 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。
- ・ 清掃、防虫・防対策等の実施日及び実施者等の記録の作成及び保存（施設の管理日誌等）。

イ 登録検査機関が、第三者との間で賃貸借契約を結ぶ又は所有者の承諾を得ることで検査場所として使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所として使用する場合は、農産物検査を実施するごとに、5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認

すること。

(13) 農産物検査の請求書の保存が、適正に行われるものであること。

(14) 農産物検査の業務の一部を補助者に行わせる場合は、農産物検査員の指揮の下で行わせることが明確に示されていること。

2 業務規程の変更届出の確認

地方農政局長は、広域登録検査機関から法第21条第1項に基づく業務規程変更届出があった場合、その変更内容について、1を準用して行う。

業務規程の変更届出の内容に、自らが管轄する区域以外の区域に関する内がある場合は、該当区域を管轄する地方農政局長に業務規程の写しを送付し確認を依頼する。

第3 農産物検査員証の交付等

1 新規交付

地方農政局長は、法第17条第4項第7号に掲げる事項について、法第17条第4項により登録台帳に記帳したとき又は同条第7項による登録事項の変更の届出により新たに農産物検査員を登録台帳に追加したときは、規則第14条第2項の規定に基づき、規則別記様式第19号による農産物検査員証を当該広域登録検査機関を通じて当該農産物検査員に交付する。

なお、農産物検査員証の証明書番号は、登録台帳に記載された証明書番号とする。

2 再交付

地方農政局長は、広域登録検査機関の法第17条第7項による登録事項の変更の届出又は法第19条による変更登録の申請により農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、これを返還させ、変更後の登録事項により再交付する。

また、広域登録検査機関から別紙8「広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」（以下「申請マニュアル」という。）様式第10号の提出があった場合は、当該農産物検査員証を速やかに、再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇－〇号）とする。

3 返還

地方農政局長は、広域登録検査機関から申請マニュアル様式第11号の提出があった場合は、農産物検査員証の返還を確認し、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

第4 広域登録検査機関の登録事項の証明等

地方農政局長は、受検者、売買取引業者等の関係者から、広域登録検査機関の登録事項について照会があったときは、様式第6号による広域登録検査機関登録状況証明書により検査機関の登録状況を証明する。

また、地方農政局長は、関係者が登録台帳を随時縦覧できるよう必要な措置を講ずる。

別紙8 広域登録検査
機関の登録等申請手続
マニュアル 様式第10号

別紙8 広域登録検査
機関の登録等申請手続
マニュアル 様式第11号

様式第6号

第5 広域登録検査機関の登録事項等の報告

地方農政局長は、第1の2の登録等の実施の結果を会計年度ごとに様式第7-1号から様式第7-3号に取りまとめの上、翌年度4月末日までに農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）宛て電子メールにより報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

様式第7-1号

様式第7-2号

様式第7-3号

第6 広域登録検査機関に係る登録免許税額の納税額の通知

農産局長は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第32条の規定に基づき、農林水産大臣が行う事務手続きの第5の報告を取りまとめの上、登録免許税の納付額を様式第8号により通知する。

様式第8号

第7 成分検査に関する業務の受委託

1 申請マニュアル第4の1の委託登録検査機関から申請マニュアル様式第9号により成分検査に関する業務の委託の届出を受けた地方農政局長は、当該届出に基づき当該委託登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の4の（1）のアにより公示を行う

2 成分検査に関する業務の委託の届出を受けた地方農政局長は、当該業務の委託を受けた登録検査機関（以下「受託登録検査機関」という。）が農産物検査を行う区域を管轄する地方農政局長に届出の写し、1の記載事項の変更に係る登録台帳の写しを送付する。

3 2の届出の写し等の送付を受けた地方農政局長は、当該業務の委託を受けた受託登録検査機関が届け出た内容と照らし内容の確認を行った上で、登録台帳の記載事項を変更し、第1の4の（1）のアにより公示を行う。

4 地方農政局長は、当該委託登録検査機関及び受託登録検査機関より受委託の内容の変更に伴う申請マニュアル様式第2号の届出があった場合、1、2及び3に準じて処理するものとする。

別紙8 広域登録検査
機関の登録等申請手続
マニュアル 様式第9号

別紙8 広域登録検査
機関の登録等申請手続
マニュアル 様式第2号

第8 登録検査機関の登録状況報告

地方農政局長は、前年度の登録検査機関の登録状況等について、都道府県知事から提供を受ける地域登録検査機関の登録状況等も踏まえ、様式第9-1号から第9-3号により取りまとめるとともに、毎年4月20日までに農産局長宛て電子メールにより報告する。

登録検査機関が農産物検査法に違反したことによる行政処分又は文書指導の措置を受けている場合は、当該様式に行政処分の措置年月日、内容及びその対応状況について記載するものとする。

また、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

様式第9-1号

様式第9-2号

様式第9-3号

第9 登録検査機関への措置

別紙 11「登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル」第7による誓約書の提出に応じない場合又は誓約書を提出したにもかかわらず指導等関係農産物検査員を業務改善研修に参加させていない場合は、地方農政局長は、農林水産省農産局穀物課と連携し、是正に向けて必要な措置をとる。

登録検査機関の登録通知書

住 所	
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
登 録 の 区 分	
農 産 物 検 査 を 行 う 農 産 物 の 種 類	
農 産 物 検 査 を 行 う 区 域	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 の 有 効 期 間	

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

農林水産大臣

登録検査機関の登録拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく登録検査機関の登録を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

農林水産大臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起すること

ができます。

〇〇国税局〇〇税務署長 殿

地方農政局長

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

登 録 免 許 税 の 過 誤 納 金 に つ い て

登録免許税法第 31 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

(ア) 過誤納された登録免許税の税額 該当事実の区分 過誤納の該当事実年月日 (イ) 登録免許税の納付方法 (ウ) 地方農政局の官職 氏名 (エ) 地方農政局の名称 所在地 (オ) 申請者の氏名又は名称 申請に係る登録免許税の納税地 (カ) 申請者が登録免許税の還付場所と して希望する銀行又は郵便局の名称 及び口座番号	
--	--

担 当 :

T E L :

年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

申請者の氏名

住 所

登 録 免 許 税 の 過 誤 納 金 に つ い て

登録免許税法第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

(ア) 登録免許税の納付額 (イ) 過誤納となった登録免許税の税額 (ウ) 当該請求をする理由 当該請求をするに至った事情の詳細 (エ) 過誤納となった登録免許税の納税方法 申請者の氏名又は名称 申請に係る登録免許税の納税地 (オ) 当該請求に係る登録免許税の還付場所 として希望する銀行又は郵便局の名称及 び口座番号 (カ) その他参考となるべき事項	
--	--

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり登録検査機関を登録したので、同条第 6 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき、登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

記

- 1 登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、登録検査機関の登録が効力を失ったので同条第 4 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

記

登録の効力を失った登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

登録番号	登録年月日		年	月	日
登録検査機関の名称					
代表者氏名					
主たる事務所の所在地					
登録の区分					
農産物の種類					
農産物検査を行う区域	農産物検査員		成分検査業務受託先		
	氏名	農産物の種類	証明書番号	登録検査機関の名称	代表者氏名 主たる事務所の所在地
備考	農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。				

番 号
年 月 日

(照会者名) 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照 会 の 概 要	登録検査機関の登録状況

農産局長 殿

地方農政局長
〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

検査機関の登録事項等の報告について
(国内産農産物に係る品位等検査)

1. 登録免許税又は手数料を伴う登録状況

	区 分	納付方法	件 数 (件)	登録免許税額 又は手数料 (円)	納付額 (円)
(1)	法第 2 条第 5 項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	現金納付			
(2)	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 4 号の登録の区分の増加に係るものに限る。）	現金納付			
(3) － 1	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 3 号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
(3) － 2	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 5 号の区域の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
小 計					
(4)	法第 18 条の登録の更新	印紙納付			
	合 計				

2. 登録免許税及び手数料を伴わない登録状況

	失 効 法第 18 条第 4 項	変更登録 法第 19 条第 1 項（法第 17 条第 4 項第 3 号～第 5 号の種類、区分又は区域の減少に係るものに限る。）	登録事項の変更 法第 17 条第 7 項	廃 止 法第 17 条第 8 項	休 止 法第 17 条第 8 項
申請件数					

(注) 「法」とは「農産物検査法」（昭和 26 年法律第 144 号）をいう。

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

検査機関の登録事項等の報告について
(外国産農産物に係る品位等検査)

1. 登録免許税又は手数料を伴う登録状況

	区 分	納付方法	件 数 (件)	登録免許税額 又は手数料 (円)	納付額 (円)
(1)	法第 2 条第 5 項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	現金納付			
(2)	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 4 号の登録の区分の増加に係るものに限る。）	現金納付			
(3) - 1	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 3 号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
(3) - 2	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 5 号の区域の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
小 計					
(4)	法第 18 条の登録の更新	印紙納付			
合 計					

2. 登録免許税及び手数料を伴わない登録状況

	失 効 法第 18 条第 4 項	変更登録 法第 19 条第 1 項の（法第 17 条第 4 項第 3 号～第 5 号の種類、区分又は区域の減少に係るものに限る。）	登録事項の変更 法第 17 条第 7 項	廃 止 法第 17 条第 8 項	休 止 法第 17 条第 8 項
申請件数					

(注) 「法」とは「農産物検査法」（昭和 26 年法律第 144 号）をいう。

農産局長 殿

地方農政局長

 〔 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 〕

 検査機関の登録事項等の報告について
 （成分検査）

1. 登録免許税又は手数料を伴う登録状況

	区 分	納付方法	件 数 (件)	登録免許税額 又は手数料 (円)	納付額 (円)
(1)	法第 2 条第 5 項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	現金納付			
(2)	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 4 号の登録の区分の増加に係るものに限る。）	現金納付			
(3) － 1	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 3 号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
(3) － 2	法第 19 条第 1 項の変更登録（法第 17 条第 4 項第 5 号の区域の増加に係るものに限る。）	現金納付			
		印紙納付			
小 計					
(4)	法第 18 条の登録の更新	印紙納付			
合 計					

2. 登録免許税及び手数料を伴わない登録状況

	失 効	変更登録	登録事項の変更	廃 止	休 止
	法第18条第4項	法第19条第1項の（法第17条第4項第3号～第5号の種類、区分又は区域の減少に係るものに限る。）	法第17条第7項	法第17条第8項	法第17条第8項
申請件数					

（注） 「法」とは「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）をいう。

財務大臣 殿

農林水産大臣

登録免許税法第 32 条に基づく令和○年度における登録免許税の納付額の通知
 について

登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 32 条の規定に基づき、令和○年度における農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく登録検査機関の登録及び変更登録に係る登録免許税の納付額を下記のとおり通知する。

記

区 分	件 数	登録免許税額	納 付 額
(1) 農産物検査法第 2 条第 5 項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (2) 農産物検査法第 19 条第 1 項変更登録）の変更登録（同法第 17 条第 4 項第 4 号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。 (3) 農産物検査法第 19 条第 1 項の変更登録（同法第 17 条第 4 項第 3 号の農産物の種類又は同項第 5 号の区域の増加に係るものに限る。）			
合 計			

[illegible]

登録検査機関一覧表（国内産農産物）

検査を行う区域：

〇〇農政局

登録検査機関等名称	所在地	電話番号	検査を行う農産物の種類								略称 (農産物検査において使用する略称)
			もみ	玄米	小麦	大麦	はだか麦	大豆	小豆	そば	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

- (注) 1 本様式は、都道府県ごとに作成する。
2 広域登録検査機関にあつては、名称を（ ）書きで記載し、所在地及び電話番号は従たる事務所のものを記載する。
3 検査を行う農産物の種類欄は、当該都道府県における登録状況を勘案して種類を設定し、該当する種類に「○」を記載する。
4 検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、もみ欄に「○（飼料用もみのみ）」と記載又は玄米欄に「○（飼料用玄米のみ）」と記載する。
5 略称欄は、登録台帳等に記載された略称を記載する。